



# 一時保育のご案内



保護者のパートや就労、疾病や出産、求職のために子どもを預けなければならない。また、育児に伴う保護者の精神的、肉体的負担の軽減が必要な家庭のお子さんを一時的にお預かりする（保育）制度です。

## 非定型保育

保護者の就労、職業訓練、就学等により、原則として週 3 日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童を保育します。

## 緊急一時保育

保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を 2 週間を限度として保育します。

## 私的一時理由による保育

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育が必要となる児童を保育します。



<b>対象児童</b>	生後 6 ヶ月から就学前児童
<b>定員</b>	概ね 6 名（一日受入限度）。その範囲内で児童の年齢などを考慮して受け入れます。
<b>実施場所</b>	清水保育所
<b>保育開始</b>	平成 20 年 4 月 14 日（月）より
<b>利用時間</b>	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 午前の場合 午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分 午後の場合 午後 1 時～午後 5 時 その他、時間単位 4 時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時までの希望する時間） ※祝祭日、土日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除きます。
<b>保育料</b>	1 日：2,000 円、半日：1,000 円、食事代：300 円
<b>納入方法</b>	保育所から納付書が発行されますので、指定金融機関へ納入してください。
<b>申込開始</b>	平成 20 年 4 月 1 日（火）
<b>申込先</b>	清水保育所
<b>利用手続き</b>	利用には申請・面接が必要になりますので、緊急の場合を除き、利用する 7 日前までに清水保育所まで連絡をお願いします。
<b>問い合わせ先</b>	清水保育所 TEL 65-3240 / FAX 65-3964 / SYK 3010 福祉課 TEL 66-1700 / FAX 66-1717 / SYK 2080



# 一時保育の利用について

清水保育所



## 利用するときの 持ち物

- ・着替え一式・紙オムツ10枚位・おしぼり用タオル・手拭き用タオル
  - ・エプロン（0～1歳児）・大判バスタオル2枚・ビニール袋・歯ブラシ
  - ・コップ・上履き（2～3歳児）・哺乳瓶・乳首（0歳児）
- ※布団については、保育所で用意します。



## 登 降 所

- ・児童の送迎は、保護者がしてください。
- ・児童の送迎時には、職員に声をかけてください。
- ・決められた時間までには、迎えにきてください。
- ・菓子類やおもちゃなどは、持たせないでください。
- ・お子さんの健康状態が普段と異なる時は、朝送ってきた時に職員にお話ください。症状によっては、一時保育ができない場合もあります。（薬の投薬はできません）



## 給 食



- ・ミルク・離乳食・給食・おやつは、原則として保育所で用意します。
- ※面接時にミルク名やアレルギー等についてお聞きします。



## そ の 他

- ・保育中に発熱、下痢、歯痛、腹痛などで集団生活ができない時や、事故があった場合は、医師の診断・治療等応急の処置をとるため保護者に連絡しますので、緊急時の連絡先は必ずお知らせください。
- ・保育所の利用状況や行事などによりご利用できない場合もありますので、事前に保育所へお問い合わせください。



## 申請時に 持参するもの

- ・健康保険証・印鑑

